

渋谷区知的障害者（児）緊急一時保護制度のご案内

★緊急一時保護とは…

知的障がい者（児）の保護者または家族の方が疾病、出産、冠婚葬祭、事故、災害、転居、出張、休養、旅行、看護、公的行事等の場合に、在宅の知的障がい者（児）を区内の施設で一時保護することにより、本人や家族の日常生活の安定を図る制度です。

★対象 就学児（6歳）以上の愛の手帳をお持ちの方

★利用施設（地区は下記）

- 1 えびす・ぱれっとホーム
渋谷区東3-14-5 ☎03-3407-6070
- 2 緊急一時なかよし
渋谷区西原2-36-7 ☎03-3485-3548

★利用期間・回数

- ・1施設につき6回まで
- ・年間（4月1日から翌年3月31日）の利用可能日数は21日
- ・1回の利用期間は7日以内
（※事情により延長できる場合があります）

★定員 えびす・ぱれっとホーム：1名 緊急一時なかよし：2名

★施設利用の費用 食事が必要な場合は1食につき500円

★利用時の持ち物 洗面用具、歯ブラシ、タオル、着替え、寝巻、下着等

★利用上の注意

- ・入所及び退所時の移送は、原則として保護者が行ってください。
- ・施設の空き状況などにより、利用できない場合があります。
- ・利用開始日2か月前から予約を受け付けます。
例) 利用日5月1日→予約開始日3月1日



えびす・ぱれっとホーム

- ・JR 恵比寿駅 徒歩 12分
- ・渋谷駅東口
都営バス田 87・田町駅前行
恵比寿二丁目下車徒歩 2分



緊急一時なかよし

- ・京王新線幡ヶ谷駅 徒歩 7分
- ・渋谷駅西口
京王バス渋 63・中野駅行
渋 66・阿佐ヶ谷駅行
幡ヶ谷下車 徒歩 7分

★利用の流れ

事前に

利用登録

渋谷区役所障がい者福祉課
知的福祉係に登録



各施設で面接

施設で安全に保護するために事前に面接を行います。面接日は利用する施設ごとに、利用者ご自身で予約してください。

利用時に

電話で申込 **03-3463-1978**

渋谷区障がい者福祉課知的福祉係に電話で、利用者名、利用希望施設、利用期間、連絡先等をお伝えください。
(※緊急時で区役所が休みの場合のみ直接各施設に連絡してください。)



利用可否連絡

区の担当職員が施設に空き情報を確認し、折り返し電話で連絡します。



申請書の提出

利用内容の確認と施設への委託手続きのため必要なものです。利用開始前に障がい者福祉課知的福祉係に申請書を提出（郵送）してください。



利用の承認

利用内容を確認し、施設に委託手続きをとるとともに、承認書を申請者（保護者）あてに郵送します。



施設の利用

利用者の施設の送り迎えは原則として、保護者の方が行ってください。

相談・申込は

渋谷区役所福祉部障がい者福祉課知的福祉係
渋谷区宇田川町1-1
03-3463-1978